

議案第33号

南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月12日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

幼稚園預かり保育料の納期を児童手当などの各種手当での支給後に設定することにより、子育て世帯の納付環境を整えるため提案する。

## 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園預かり保育料条例（平成15年南風原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「5日」を「15日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。